

建設工事等入札参加者資格審査規程等の改正について

館山市総務部管財契約課
電話 0470-22-3296

このことについて、令和5年9月8日付で以下のとおり改正します。

1 館山市建設工事等入札参加者資格審査規程の改正について

有資格業者の等級（ランク）の格付のうち、土木一式のD等級については、令和6年4月1日付け入札参加名簿分から廃止することとします。

（有資格業者の等級の格付）（抜粋）

第5条 有資格業者の格付

等級	種別	土木一式	舗装	建築一式	管・電気その他
A		850点以上	800点以上	850点以上	750点以上
B		850点未満 700点以上	800点未満 650点以上	850点未満 600点以上	750点未満 600点以上
C		700点未満 600点以上	650点未満	600点未満	600点未満
D [廃止]		600点未満			

併せて、第9条に規定する各等級別の請負工事金額の制限基準についても、D等級の基準を廃止します。

2 館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程の改正について

有資格業者の等級を決定するための総合点数のうち主観点数については、以下の項目の配点を改正し、令和6年4月1日付け入札参加名簿の資格審査から適用することとします。

（主観点数の算出）（抜粋）

第4条第2項第2号

館山市と防災協定を締結している場合は、すべての希望業種に **50点** (~~10点~~) を加算する。